



Japan Society for Tobacco Control

日本禁煙学会

<http://www.jstc.or.jp/> E-mail desk@nosmoke55.jp
〒162-0063 東京都新宿区市谷薬王寺町 30-5-201
Tel 03-5360-8233 FAX 03-5360-6736

2019年4月19日

東京都福祉保健局長 内藤淳様

一般社団法人 日本禁煙学会
理事長 作田 学

要望書

受動喫煙防止ポスター等の制作にあたっては明確なメッセージを伝えるもの
にしていただくと共に、委託先の利益相反にご留意いただくよう要望します

謹啓

東京都におかれましては国の改正健康増進法より厳しい受動喫煙防止条例を制定され、
千葉市や大阪府などの条例が見習うほどの大きな影響をお与えいただきました。

これは小池百合子都知事はじめ関係者の皆様のご大きなご功績であり、オリンピックの
レガシーNo1として心から感謝いたしております。

一方、条例の普及にあたってお願いを申し上げたいことがあり、このたび要望書の形で
したためさせていただきます。

昨今の報道にて、東京都受動喫煙防止条例を啓発広報するポスター、シンボルマークが
「意味不明」「何を訴えているのかよくわからない」「伝えるべきことが伝わっていない」
と指摘されています。

- ・ [東京都の「受動喫煙防止ポスター」はなぜ「意味不明」に仕上がったのか](#) (2019年3月25日 Yahoo! ニュース、石田雅彦; 資料1)
- ・ [東京都の受動喫煙防止ポスター—たばこの害訴えず?](#) (2019年4月7日、東京新聞こちら特報部; 資料2)

1. 千葉市や国は、受動喫煙防止条例の広報や動画においてはるかに判りやすい内容を発表しおり、オリンピックを控えた東京都にはこれらを超える明瞭・明確なメッセージを発信していただきたいと存じます。

東京都の[ポスター](#)と[動画](#)、また[サイト](#)にも「タバコを吸う人も吸わない人も、誰もが

快適に過ごせる街を目指して」という文言やナレーションが入っています。この「吸う人も吸わない人も」のフレーズは、JTが使っている文言と同じで、殊更にわざわざ同じ文言を使わなくとも「皆が、誰もが快適に過ごせる街を目指して」だけで十分なはずです。デザインも「受動喫煙防止」をメインモチーフに、誰でもがひと目で判るインパクトや訴求力のあるものに出れると思われま

2. 日本も加盟するタバコ規制枠組条約 (FCTC) 第 5 条 3 項は、タバコ規制政策がタバコ産業の利益から直接的・間接的に保護されるべきであることを謳っています。

参考：

厚生労働省「WHO たばこ規制枠組条約第 5 条 3 項の実施のためのガイドライン」

[「たばこ規制に関する公衆衛生制作をたばこ産業の商業上及び他の既存の利益から保護すること」](#)

都議会での答弁によれば、今回のポスターを含め一連の受動喫煙防止対策に関する事業を委託したのは株式会社電通であるとのことですが、同社はタバコ産業からの多大な広告収入を得ている非中立的な企業です。たとえば雑誌「[選択](#)」2016年7月号の「[JTと電通が露骨な「情報操作」](#)」には下記の記載があります。

「新聞社の広告担当者が（反タバコの記事が自紙に載っているか否かの）連絡を入れるのは、電通の新聞局中央部の担当者だ。そこから同社営業部を経由して JT 側に情報が上げられる。最終的には、JT のコミュニケーション担当の執行役員や取締役の耳にも届く」

入札や委託において、受動喫煙防止業務の「利益相反」に照らして問題がないか、タバコ会社と直接的間接的結びつきや取引利害関係が無いか等、その申告を義務付け監視監督するのは、効果的な受動喫煙防止キャンペーンを行う上で重要と考えられます。

以上のことがらより

- ・東京オリンピックに向けて、より明瞭な形で受動喫煙の防止を訴える啓発を行っていただくこと
- ・啓発に関する事業の委託にあたってはタバコ産業との利益相反にご留意いただき、委託先企業がタバコ産業に配慮して啓発効果の低い成果物の納品に終わることのないよう十分な監督を行っていただくこと

2点を要望させていただきたいと存じます。よろしくご検討のほどお願い申し上げます。

敬具